

岩手県告示第258号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
八幡平市野駄第19地割10番、13番1、38番、40番1、42番、46番5、46番7、46番8及び46番9の各一部並びに各地先認定外道路	157.12	4.00	平成24年3月30日
八幡平市野駄第19地割66番2及び66番7並びに66番1、66番3及び66番5の各一部	43.40	4.00	〃
八幡平市野駄第20地割20番の一部及び地先認定外道路並びに第21地割127番1、127番2、128番1、130番、131番5、141番及び142番の各一部並びに各地先認定外道路	200.20	4.00	〃
八幡平市野駄第20地割48番、49番、50番1、50番2、51番2、88番、90番1、100番1、100番2、101番、104番、105番、108番及び109番の各一部並びに各地先認定外道路	152.02	4.00	〃
八幡平市野駄第21地割52番1、52番2及び53番並びに51番1、51番6、131番1及び131番2の各一部	45.10	4.00	〃
八幡平市野駄第21地割136番1、136番2、140番、141番及び188番の各一部並びに各地先認定外道路	77.00	4.00	〃

備考 関係図書は、岩手県県土整備部建築住宅課及び盛岡広域振興局土木部並びに八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。